

平成28年第6回・西海市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年6月27日(月)午後3時00分～午後4時30分
2. 場 所 西彼保健福祉センター
3. 委員定数 条例定数31人 現委員数31人
4. 出席委員 (30名)
 - 会 長 1番 岩崎信一郎
 - 会長代理 2番 麻生 克典
 - 委 員 3番 岸本 六郎 4番 浦口 大輔 5番 今村 和人
 - 6番 岳野 一敏 8番 山口 美幸 9番 郡 勝壽
 - 10番 辻尾 政幸 11番 松本千代治 12番 竹尾 久人
 - 13番 高野 和美 14番 山口 孝生 15番 木本 安仁
 - 16番 山下 裕史 17番 内海 輝次 18番 辻山 保美
 - 19番 辻 良人 20番 山脇 初良 21番 澤田 馨
 - 22番 牛水 司 23番 宮原 信明 24番 熊野 三次
 - 25番 朝長 久夫 26番 山添 満之 27番 平野 安雄
 - 28番 福田 務 29番 大久保和博 30番 井田 初美
 - 31番 田中 初治

5. 欠席委員 (1名)
 - 7番 太田 尚臣

6. 議 事

- 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第25号 農地利用集積計画の決定について
- 議案第26号 非農地通知の対象とすることの決定について

7. 事務局 事務局長：中村 正且 局長補佐：神浦 真吾 主査：山口 智貴

8. 会議の概要

事務局 只今から平成28年第6回西海市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は在任委員31名中、出席委員30名でございます。

7番太田委員より欠席の連絡がっております。過半数以上の出席ですので総会は成立いたします。

それではただ今から審議に入ります。西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお願いい

たします。

議長 それでは審議に入ります。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは議長に一任させていただきます。今回の議事録署名人は、24番・熊野委員、25番・朝長委員にお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。議事進行上発言をされる際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

議長 それでは、平成28年第6回西海市農業委員会総会、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、1番から5番までを一括して事務局より説明をお願いします。そのあと補足説明をしていただいて、一括審議といたします。説明をお願いします。

事務局 議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁です。「1番」の所在地・地番が西海町[REDACTED]、地目・畑、現況・畑（果樹園）、地積・666㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人から、譲り受け人に対し所有権移転（贈与）の申し出があり譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は3頁から6頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図を添付しております。申請地から東側約0.5kmのところに譲り受け人の自宅があります。5頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。6頁は現況写真となっています。譲り受け後は引き続き「みかん栽培をしたい」ということです。

次に「2番」について説明します。資料は7頁です。ここで資料の修正をお願いします。[REDACTED]の現況地目を「荒地」から「畑」に、譲り渡し人の住所を「佐世保市[REDACTED]」から「佐世保市[REDACTED]」に修正をお願いします。詳細につきましては配布資料を参照ください。「2番」の所在地・地番が西海町[REDACTED]、地目・畑、現況・荒地、地積・2,338㎡、同所の[REDACTED]、地目・畑、現況・畑、地積・20㎡、計2筆・2,358㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人による管理耕作が困難なため、譲り受け人に対し所有権移転（売買）の申し出があり、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、

第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は8頁から12頁までで、8頁に位置図、9頁に付近状況図を添付しております。申請地から12km程度離れた西彼町■■■■郷に譲り受け人の自宅があり、車で15分くらいです。10頁は字図で黄色に塗られた2箇所・2筆が申請地です。11・12頁はそれぞれの現況写真となっています。譲り受け後は梅園として利用したいということです。

次に「3番」について説明します。資料は13頁です。ここで資料の修正をお願いします。■■■■の現況地目を「原野」から「畑」に、■■■■の現況地目を「山林」から「畑」に、■■■■の現況地目を「畑・山林」から「畑」に修正をお願いします。詳細につきましては配布資料を参照ください。「3番」の所在地・地番が西海町■■■■地目・畑、現況・原野、地積・943㎡、■■■■、地目・畑、現況・畑、地積・1,358㎡、■■■■、地目・畑、現況・畑、地積・4,129㎡、■■■■、地目・畑、現況・山林、地積・593㎡、■■■■、地目・畑、現況・畑・山林、地積・3,322㎡、計5筆・10,345㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人による管理耕作が困難なため、実質的所有の譲り受け人（義兄）に対し所有権移転（贈与）の申し出があり、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は14頁から18頁までで、14頁に位置図、15頁に付近状況図を添付しております。譲り受け人の自宅を申請地が取り囲んだ配置になっています。16頁は字図で黄色に塗られた5箇所・5筆が申請地です。17・18頁はそれぞれの現況写真となっています。譲り受け後は現況のまま利用したいということです。

次に「4番」について説明します。資料は19頁です。ここで資料の修正をお願いします。表の下側右端の第3項、許可要件の有無（有りは許可）の第2号地域との協調安定的な農業経営の見込みについて「有」を囲ってください。詳細につきましては配布資料を参照ください。「4番」の所在地・地番が西彼町■■■■、地目・畑、現況・畑（庭地）、地積・303㎡、同所の■■■■、地目・畑、現況・畑（庭地）、地積・77㎡、■■■■、地目・畑、現況・畑（庭地）、地積・169㎡、■■■■、地目・畑、現況・畑（庭地）、地積・242㎡、■■■■、地目・畑、現況・畑（庭地）、地積・72㎡、■■■■、地目・田、現況・田（石垣）、地積・92㎡、■■■■、地目・畑、現況・畑（庭地）、地積・325㎡、計7筆・1,280㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関

する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「相続財産管理人から、譲り受け人に対し所有権移転（売買）の申し出があり、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。第3項第2号、第3項第3号共に有となっており、役員1人以上が常時従事としているとのことです。

関係資料は20頁から25頁までで、20頁に位置図、21頁に付近状況図を添付しております。申請地から南側の0.5km程度離れた所に譲り受け人が借用している事務所・倉庫があります。22頁は字図で黄色に塗られた7箇所・7筆が申請地です。23頁に航空写真、24・25頁はそれぞれの現況写真となっています。追加資料として2頁に申請地と申請人の位置がわかる付近近況図、3頁に申請人の資格状況を配布しています。譲り受け後はキャベツ、たまねぎ、みかんの栽培地として利用したいということです。

次に「5番」について説明します。資料は26頁です。「5番」の所在地・地番が西彼町■■■■■■■■■■、地目・田、現況・田（荒地）、地積・1,030㎡、■■■■■■■■■■、地目・田、現況・田（原野）、地積・318㎡、■■■■■■■■■■、地目・田、現況・田（荒地）、地積・185㎡、■■■■■■■■■■、地目・畑、現況・畑（荒地）、地積・1,384㎡、■■■■■■■■■■、地目・田、現況・田（荒地）、地積・53㎡、■■■■■■■■■■、地目・田、現況・田（荒地）、地積・1,050㎡、同郷■■■■■■■■■■、地目・畑、現況・畑（雑種地）、地積・1,404㎡、■■■■■■■■■■、地目・畑、現況・畑（雑種地）、地積・194㎡、同郷■■■■■■■■■■、地目・畑、現況・畑（原野）、地積・1,303、■■■■■■■■■■、地目・田、現況・田（原野）、地積・1,782㎡、計10筆・8,703㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人による管理耕作が困難な状態となり、所有地を一括して引き受けた譲り受け人に対し所有権移転（売買）をするもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は27頁から35頁までで、27頁に位置図、28・29頁に付近状況図を添付しております。申請地から40km程度離れた長崎市■■■■■■■■■■に譲り受け人の自宅があり、車で90分くらいです。30～33頁は字図で黄色に塗られた10箇所・10筆が申請地です。34・35頁はそれぞれの現況写真となっています。追加資料として4頁に航空写真を配布しています。

譲り受け後は水稻・野菜の栽培をしたいということです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは順次補足説明をお願いします。まず1番について地区担当委員お願いします。

2 2 番 譲り受け人は私の前の農業委員で、お二人に確認しましたところ、この土地は親の代に売買が済んでいたが、先祖の名義であり登記ができなかったということで、[]が昨年全ての土地の登記を済ませたところ自分の名前であることに気づき、売買済みであることから贈与の申し出をし、今回の申請となったということでありました。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では2番3番について地区担当委員、補足説明をお願いします。

1 2 番 2番について、譲り受け人とは場所等が分からず面会しておりません。司法書士の方にお会いして話をしました。それによりますと譲り渡し人は、[]
[] 今は佐世保のほうに住んでいるようです。多分[]であろうと思います。それで、10項を見ていただきたいのですが、赤に塗られたところの大きいほうは農道で、細いほうは旧道であります。申請地の1番と2番がありますが、2番は道に囲まれた狭いところで、市道清掃のときに地区の方が年に2回草払いをしているので、現状も草がちょっと生えている程度です。それから申請地の1番ですが、11項の写真を見てもらえば分かりますが、人間も入れない状態です。写真の右の上のほうには大木も見えますが農地利用状況調査のときは、赤か黄色か迷うくらいのところですが、まわりは[]のところはみかんが植えられており、左下の[]さんのところと[]のところは[]の方がスイカを作っております。あと[]
[]のところは荒地となっております。それで、[]が譲り受けて梅を作るということですので、荒地の解消につながるのではないかと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

それから3番についてですが、譲り請け人の[]
[]で[]を営んでおられました。[]で私と同じ組でした。今は[]
[]住まわれております。組内は変わっておりませんので、毎月の定例会には出席しております。それで16項の地図を見ていただければ、赤く塗られた道を左に登ると[]家です。そして黄色に塗られたところが申請地ですが、以前譲り受けていたもので名義変更がなされていないかと思われます。それで1番4番については山林化しており、5番についても一部畑であとはヒノキです。そのほかは野菜を作っており、現況のままで耕作していくということでした。真面目な方ですから現在作っているところは荒らすことなく作っていくことと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは4番について地区担当委員お願いします。

2 0 番 譲り渡し人の[]の代表をされていた方ですが、一昨年亡く

なられておりました、記載されておりますように県の信用保証協会から相続財産の管理人として裁判所から■■■■選任されておりました、■■■■にかかわる財産については■■■■が一任をされているということでしたが、お会いする機会がなく、譲り受け人の■■■■と確認をしております。ちょっと複雑な状況になっておりますが、■■■■財産にかかることは■■■■が管理されているということで、その信用保証協会と財産の処分について協議をされてきたということで、今回、相続者等との話が合意され、■■■■の財産については■■■■が引き受けると、譲り受けるということで合意されたということでした。その中の一番早く出来たところが今回申請が上がってきているということでした。■■■■としては、この他にも農地がある訳ですが今回はこれだけということで、あとの農地については■■■■がみかん園とか野菜については借り受けで栽培管理をされており、譲渡については今後申請があがってくると思いますので、今回は1,280㎡の分についての申請となっております。譲渡後は引き続き■■■■が家庭菜園的な利用をしていきたいという事ですのでよろしくご審議をお願いいたします。

議長 それでは5番について地区担当委員をお願いします。

27番

譲り渡し人の■■■■がこの土地を求められたのは、自宅のすぐ裏にゴルフ場が出来て、自分のうちのすぐ裏でございましてその替わりの土地を■■■■地区の中に求めておられましたけれども、長くしないうちに病気で亡くなられ、荒れたままになっておりました。最近になってその近くで、皆さんも映画とか本でご存知と思いますが、奇跡のりんごという農業の木村式というやり方があるようで、それに米作りに情熱をもって取り組んでおられます。農機具もトラックその他記載されておりますが、この他にトラクターが2台と色々な機械も揃えております。そして無農薬、無化学肥料で作っておられますが、まああの収量も毎年あるようですし、畦畔等も全部コンクリートで施工して作っておられます。そして■■■■ございまして、通うのも容易ではないでしょうという話をしますと、西海市に家を作り本格的にやるということでした。非常に勉強しながらやっておられるようでございまして、人間としても立派な方で許可しても問題はないと思いますのでご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ちょっと長くなりましたが、ただ今1番から5番まで事務局並びに各委員により補足説明がなされました。一括して審議を行いますので、どなたかご意見等ございませんか。

議長 いかがですか、何かご質問等ありませんか。

一括して説明しましたので整理がつきにくいところもあると思いますが。

11番

7項の譲り受け人の■■■■は■■■■の方で、■■■■に勤務していると記憶しておりますが、前回の総会でも申請あったと思いますが、譲り受け後は梅を栽培するとありましたが、会社に勤務しながら農業経営ができるか心配がありま

すが、そのあたりは如何でしょうか。

1 2 番 自分も気になりましたので代理人に確認をしましたが、作りますと、作らせま
事務局 すと言う事でしたので大丈夫だと思います。

事務局 元々は父親の[]が経営しておりましたが、[]に委譲しており
まして手伝いながら耕作するという事で司法書士さんに確認しております。

1 1 番 農地の保全のためには有意義だと思いますが、[]も解体業をされ
事務局 ているようで、ちょっと気になってお聞きしました。

事務局 譲り渡し人からの申請で、受け手を捜しての申請と言うことで、通農が可能か
といった懸念はありましたが、そこも確認したうえでの申請と言う事でした。

議 長 皆さん今の意見について何かありませんか。

議 長 ちゃんと管理をしますと言うことのようなのですが。

2 4 番 申請があつて、本人がそのようにしますと言うことであれば、それ以上はない
と思いますので、その方向で検討するべきかと思います。特に3条の場合は書類
議 長 審査が中心ですので本人の意思は尊重すべきと考えます。

議 長 ほかにご意見等ございませんか。

農地パトロールもありますので、あとの監視もお願いすると言うことでお願い
します。

ほかにありませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について申請どおり許可することにご異議ございませ
んか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1
番から5番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第24号農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いし
ます。

事務局 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について「1番」を説明い
たします。資料は36頁です。所在地・地番が西海町[]
[]、地目・畑、地積・591㎡、現況は普通畑となっています。申請人につ
きましては議案書記載のとおりです。使用目的は、農家用住宅建築のためとなっ
ています。現在の住宅ががけ崩れ等により危険であることと、災害復旧後の面積
が手狭となるため新築移転するものとなっています。

関係資料は37頁から42頁までで、37頁に位置図、38頁に字図をつけて
います。黄色の箇所が今回の申請地となっています。39頁は現況写真。40・
41頁に利用計画、42頁に被害防除計画書を添付しております。追加資料とし

て5頁に付近状況図、6頁に立面図を添付しています。

農家用住宅を建設するということで建築面積125.85㎡の平屋の建物を新築するとのことです。申請地の造成計画の内容ですが盛土を行う。最高2.5m、最低0.1m。切土を行う最高0.5m、最低0.1m。それに伴う被害防除措置の内容または被害の発生の恐れのない理由としまして、土留工事を行う。周辺農地と距離高低差があり、側溝を設置することで特段被害を及ぼす恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等措置被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由としまして周辺農地と距離高低差があり、周囲農地に特段被害を及ぼす恐れはない。建物配置を南側に寄せることで北側農地の採光に配慮し計画した。排水計画ですが、雨水排水は自然流下。汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽、放流先は道路側溝を經由し水路放流を行うとなっています。

事務局からの説明は以上です。

議長 補足説明を地区担当委員お願いします。

28番

申請者は先ほど農業者年金推進対策会議にも出席しておりました[] [] であり、以前は [] の所長をしており、現在は [] をされています。現場も確認し話もしておりますが、5月16日の大雨で、幅5m、高さ7mくらいの石垣が崩落し、その際に住宅の風呂等が使用できないようになり、そこを解体してブロックで復旧している状況です。風呂等は仮設に設置し、急場をしのいでいるとのことでした。申請場所は隣接の農地ですが、高さもなく将来的に見ても安全に生活できると判断しました。現在の住宅は納屋等に使用すると言うことで、周りに迷惑をかけるようなことはなく、特に問題はないと思います。慎重なる審議をお願いします。

議長 ただ今、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明がありました。

これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第25号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは43頁 議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」農用地

利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。44頁は農地利用集積計画集計表です。「賃貸借権設定」(市公社貸出分)の表が対象となっています。

市公社貸出「9年」(実際は9年9月)のもの「賃貸借」畑、5筆、9,759㎡となっています。

45頁は28年6月受付「利用集積計画について」(市公社貸出分)です。1番から5番・譲り渡し者(貸し手)は西海市農業振興公社、譲り受け者(借り手)は■■■■■、農地の所在地は、西海町■■■■■、地目・畑、耕作地目・畑、面積・2,010㎡、同所の他4筆の計9,759㎡の土地で、新再区分は新、権利の種類は賃貸借、賃貸料は合計48,795円、支払い方法は振込み。期間は9年9月となっています。

1番の農地は3,375㎡の一部の利用2,010㎡となっています。46頁は借り手の農業経営状況を添付しています。

事務局からの説明は以上です。

議長 補足説明を地区担当委員お願いします。

18番 数年前よりオリーブとかブルーベリー等を佐世保市のほうで栽培しておりますが、当該地に何を栽培されるかは連絡が取れておりません。場所は■■■■■村時代から指導所として農家に指導をしていたみかん畑で、そこを今は西海市が管理をしており、みかんを10種類栽培して試験をしているようですが、管理不足でどうにもならず貸すようにしたのではないかと思います■■■■■については問題なく、大丈夫であろうと思いますのでよろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。事務局のほうで何を栽培されるか把握していますか。
事務局 オリーブを栽培されるということで上がって来ております。ご説明のように土地は西海市有の土地となっております。

18番 基盤整備をしている■■■■■地区の近くで、木造の■■■■■の隣接地です。場所的には排水が悪く適地かどうか、西日が当たらない場所なのでオリーブの栽培に適しているかは疑問ですが。

議長 いかがですか。ご意見ございませんか。

オリーブをたくさん栽培しているようですが。ご異議ございませんか。

議長 よろしいですか。ただいまの件につきましてご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 異議なしということで、議案第25号農地利用集積計画の決定については計画どおり決定いたします。

議長 次に議案第26号非農地通知の対象とすることの決定についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

事務局 それでは資料は47頁ページをお願いします。議案第26号の非農地通知の対

象とすることの決定について説明をいたします。今回は合計19筆、計9,876㎡について、審議を頂きたいと思えます。所有者の方は大瀬戸町の方6名、市外の方7名の計13名の方となっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。氏名欄の下に括弧書きで氏名の記載がある分は登記簿の名義人となっています。

1番から17番の土地につきましては、[REDACTED]で計画されています。風力発電施設建設に関連し、開発申請段階で事業者の方から農地の現況の確認(非農地証明の依頼)の関係で対応した際に、事務局と農林課の担当で現地確認をしたものです。今回対象のすべての土地がすでに山林化している状況です。地目は全て畑となっておりまして、合計17筆で9,265㎡となっております。48頁に位置図、49頁に付近近況図をつけています。50・51頁に字図関係を、52頁に航空写真を添付しています。[REDACTED]中継塔の付近になります。[REDACTED]から西側に申請地が点在しています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。53頁～57頁が対象地の現況写真です。追加資料としまして、風力発電関係の計画に関連する資料を添付しました。7頁に風車構造図、8頁に風力発電計画にかかる関係農地一覧表、9頁に表示図、10頁に計画平面図を配布していますので参照ください。

つづきまして18・19番の物件ですが、58頁の位置図、59頁の付近図を見ていただくと大瀬戸町[REDACTED]行った道路傍の土地が19番、そこから赤道をつかい山中に入った土地が18番になり、航空写真を60頁につけています。61ページに写真をつけておりますが、両物件ともに、原野の状態となっております。追加資料としまして11頁に修正図を配布しております。黄色に塗られた2箇所が今回の申請地です。

相続により取得した土地の一部が今回の申請地となっており、所有者が市外在住であり耕作管理が出来ていない状態で現況となっているとのことでした。

1番～19番は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、[REDACTED]何かありませんか。よろしいですか。

17番 6月20日に地区長から召集をかけられまして、風力発電の会社の担当の方と説明を受けました。そこで、個人との話し合いはしたんですけど、農業委員として現地確認をしてくださいと言われてまして、写真で見るように荒れてしまっていて中に入って確認できないほどの状態で、地目は畑になっていますが写真で見るように山です。会社側としては農地から外してもらって、風力発電をしたいので認めてくださいということでしたが、工事をするに当たっては、計画書も出しますからということでしたので、土砂とかが流出しないようにしてくださいとはい

ましたが、地区長とも話し合いをして保留しましょうかということでその場では返事をしませんでした。[REDACTED]がありますのでそのことに絡めて話をしたいという思いがあります。以上です。

3番 No.18, 19の福島については私も初めて聞きましたが、地図を見れば住宅のすぐ近くのように見えますが、風力発電は大島のほうで近くに行くと音を聞いたことがあります、奇妙な感じの恐ろしいような音がしていた記憶がありますが、これだけ住宅地が近いところでの手続きについて事務局としてはどのように判断するのでしょうか。区長会等への話はどうでしょうか。

事務局 No.18, 19は風力発電とは別件です。風力発電関係は追加資料の8項をご覧頂いて、ここの1番から17番までの土地が[REDACTED]関係の土地となっています。17番の下の※印と番号に丸をふってある土地が農業振興地域内で農地でない土地となっており、除外申請をして許可が下りてから正式な開発申請行為となるということです。その前段として現況についての非農地証明の申請があったわけですが、非農地証明では対応できないことから現地を確認したところ農地ではない状態でしたので非農地通知の対象としてご提案させていただきました。そして、3番委員からありました18番と19番については全くの別案件で、相続により取得した土地の件で問い合わせがあり確認したら農地ではない状態でしたので非農地通知の対象として提案しております。

3番 了解しました。

28番 申し出にはどなたが来られたのでしょうか。

事務局 [REDACTED]法人が来られ、開発行為については政策企画課で対応しております。農地の関係ということで照会があり、現地の調査をし、関連する事項等についても確認をしたうえで非農地通知の対象として提案しているところです。

20番 非農地通知の対象としている19筆ですが、風力発電の3基を設置するということでの直接関係する土地ということですか。これ以外の農地はないということですか。

事務局 50項を見ていただきたいと思いますが、近隣の字図でございます。黄色に着色しているところが農用地区域です。確認したところは関係する土地で議案として提案しているところで、一帯の他の土地については荒廃したところも見受けられますが確認しておりませんの提案しておりません。

議長 確認ですが番号の丸印と※印が上がってきたところですか。

事務局 農用地区域から除外の手続きが必要な土地が丸印と※印で、今回、非農地通知の対象とするのは1番から17番と[REDACTED]側の風力発電とは関係ない18番と19番の土地ということです。

14番 風力発電関係の資料が少ないように思いますが、安全面とか騒音の問題とかはどうなっているのでしょうか。過去にもこういう案件があったのかどうか。

事務局 過去にあったかどうかはわかりませんが、3年前に一度風力発電の開発について政策企画課に相談があったとは聞いております。現在の状況はわかりませんが

照会があつての対応ということではあります。事務局としては当該土地を農地としてみるかどうかの判断として、結果、非農地通知の対象とすることでの提案とすることでございます。開発に関することは別と考えております。

2 番 こういう重大なプロジェクトについては環境アセスとか影響調査が必要と思いますが、今回の規模で必須なのか既に実施しているのか分かれば伺いたいと思います。

2 8 番 7, 5 0 0 k W以下の出力の場合は環境アセスは必要ありません。今回の計画は3基ですので多分5, 0 0 0 k Wから6, 6 0 0 k W程度の能力かと思います。機種によるとと思いますが、見る限り2, 0 0 0 k Wの3基ではないかと思います。送電線の関係を考えてもそれが最大かと思います。4基で8, 0 0 0 k Wでも出力を7, 5 0 0 k W以下に落とせば環境アセス等は必要なくなるかと思います。

議 長 1 7 番委員、確認ですが地元の合意は得られているんですか。

1 7 番 私は1回会議に呼ばただけで、以前、地権者と区長までの話はあつた模様です。地元の説明はあつたそうです。地元としては特に反対と言うような話は聞いてません。

2 8 番 私の聞いたところによると、 の従業員がやっているという話で、地元としてはあんまり反対が出来ない状況にある感じでした。

事務局 開発についての通常の流れといたしましては、西海市の土地対策要綱がございまして、開発面積が5, 0 0 0 m²以上の一段の土地について開発行為を行う場合、土地開発等届出書を提出しなければならないことになっております。その中で環境等を含めた関係各署で意見・指導を求め、最終的には今後の監視を含めた形での協定を締結します。林地関係でいえば、1 0, 0 0 0 m²を超えるものについては県による開発許可が必要となります。ただ、5, 0 0 0 m²に満たない場合などは制限がかからない場合がありますが、手続きとしてはそういう流れとなります。

議 長 農業委員会としては、非農地通知は出せると考えますが、ただ今色々議論されているように、詳しい内容を知りたいということもありますし、西海市と企業の話の状況も確認したいところもある訳ですが、その辺は如何でしょうか。

1 6 番 会長が言われるように開発については色々あるようですが、農業委員会としては写真で見るように山になってしまっている状態で、畑としては認められないと言う状況でもあり非農地通知を出すことについては問題ないと思いますが如何でしょうか。

2 4 番 今、1 6 番委員が言いますように、風力発電を念頭におくから判断が難しくなるわけで、現地は写真で見て分かるように非農地通知を出して当然かと思います。開発行為は別の問題ですので、農業委員会としては提案に対して通知を出すか出さないかの判断で良いと思います。

議 長 それでは採決を取ります。

 議案第26号の1番から19番について非農地通知の対象とすることに賛成の方の挙手を求めます。

《挙手多数》

議 長 賛成多数と認めます。

よって、議案第26号の1番から19番については非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に報告事項をお願いします。

事務局 それでは資料は62頁をお願いします。平成28年6月受付「農地転用許可不要案件届出」について説明をいたします。「1番」について説明します。資料は62頁です。「1番」の所在地・地番が西海町[REDACTED]、地目・田、利用状況・倉庫敷地、地積・479㎡、[REDACTED]、地目・畑、現況・倉庫敷地及び駐車場、地積・27㎡、[REDACTED]、地目・田、現況・倉庫敷地、計3筆・620㎡のうち197.76㎡の届出となっています。申請者の住所・氏名については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「農機具等を保管する倉庫が不足するため建設する。」というものです。倉庫の面積は97.92㎡で倉庫のほか駐車場を確保するためコンクリート舗装し197.76㎡の所要面積となっています。事業期間は平成23年6月1日から6月30日まで、供用開始は同年7月1日ということで、事後報告案件になります。

関係資料は63頁から67頁までで、63頁に位置図、64頁に付近状況図。65頁に字図をつけています。青枠の箇所が今回の申請地で赤枠部分が倉庫の配置となっています。枠外に所要面積や立面を併記しています。66頁は現況写真を添付しております。

事務局からの説明は以上です。

議 長 何か意見等ありませんか。

ないようでしたら、ただ今報告があったとおり届出があったということでご承知おきください。

以上をもちまして本日の議案についてはは終了ですが、皆さんのほうから何かありませんか。

ないようでしたら報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局報告事項 《内容省略》

議 長 これをもちまして第6回西海市農業委員会総会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。